

上天草市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

第1章 計画の概要

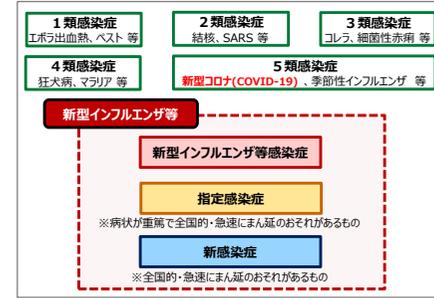
1 計画の趣旨・経緯

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- 平成21年(2009年)に策定し、平成26年(2014年)に改定した従来の計画を見直し
- 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画に基づき改定

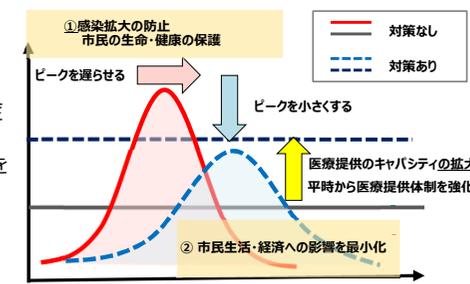
2 計画の位置付け・期間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市行動計画として策定
- 政府行動計画及び政府ガイドライン、県行動計画等との整合を図る
- 今般の改定後は概ね6年ごとに改定
- (新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し)

【図1】 【感染症法及び特措法における感染症の分類】



【図2】 【新型インフルエンザ等対策のイメージ】



第2章 基本的な方針

1 対策の目的

① 市民の生命及び健康の保護

- 平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化する
- 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- 医療機関や事業者等におけるBCPの策定・実行等を通じて医療提供・業務の維持に努める

2 対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定**し、対策の選択肢を示す
- 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、**人権への配慮、対策の有効性、市民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案**し、実施すべき対策を決定・実行

3 時期区分の想定

- **各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化**するため、3つの時期区分を想定【表1】

準備期(平時)	新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初期期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を感知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づき政府及び県に対策本部が設置された場合、必要に応じて、市は対策推進本部を設置するなど、初期対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

4 対策実施上の留意事項

- **平時の備えを充実**させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限**とする
- **感染症危機下の災害対応についても想定**し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表等

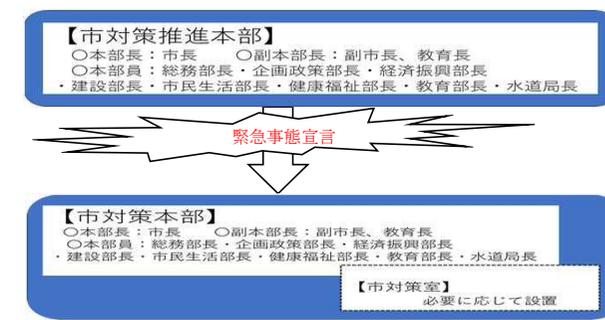
5 複数の対策項目に共通する横断的視点

- ① **人材育成**
 - 実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成
- ② **国及び県との連携**
 - 平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
- ③ **DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進**
 - 有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

6 計画の実効性確保

- 国内外の感染症の発生動向やそれらの対応状況、関係法令・計画等を踏まえ、**計画の定期的な見直し**
- **対策の実施体制を明確化**(対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等)
- 平時から関係機関との協議等を実施し、役割分担や連携体制を整理

【図3】 【新型インフルエンザ等対策に係る実施体制】



第3章 各対策項目の取組

- 新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対策項目を従来の4項目から7項目に拡充**
- 実施体制の整備、関係機関との役割分担の整理・連携体制の構築、ワクチンの接種体制の整備など、**準備期(平時)の取組を具体化**

「市民の生命及び健康の保護」「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現に向け、各項目の取組を一連の対策として実施

【表2】

対策項目	概要	準備期	初期期	対応期
① 実施体制	実践的な訓練の実施、市行動計画等の作成や体制の整備・強化、国及び県との連携の強化 新型インフルエンザ等が確認された場合の措置、必要な予算の確保 実施体制の在り方・緊急事態措置の検討等について、特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期の体制について	準備	初期	対応
② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有、市における情報提供・共有、県と市の間における感染状況等の情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 情報提供・共有、県と市の間における感染状況等の情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施	準備	初期	対応
③ まん延防止	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 国内でのまん延防止対策の準備 国内でのまん延防止対策への協力	準備	初期	対応
④ ワクチン	ワクチンの接種に必要な資材、ワクチンの供給体制・接種体制の構築、特定接種、住民接種、情報共有・住民への対応、市における対応、健康づくり推進課以外の分野との連携、DXの推進 接種体制、接種体制の構築、特定接種・住民接種、ワクチン接種に必要な資材 ワクチンや必要な資材の供給、接種体制、健康被害救済、情報提供・共有、特定接種・住民接種に係る対応	準備	初期	対応
⑤ 保健	情報提供・共有・リスクコミュニケーション、業務継続計画を含む体制の整備、要配慮者への対応 市民への情報提供・共有の開始、要配慮者への対応 主な対応業務の実施、健康観察及び生活支援要配慮者への対応	準備	初期	対応
⑥ 物資	感染症対策物資等の備蓄等 感染症対策物資等の備蓄状況の確認、円滑な供給に向けた準備 感染症対策物資等の備蓄状況の確認・配布	準備	初期	対応
⑦ 市民生活・経済の安定確保	情報共有体制の整備、支援実施に係る仕組みの整備、物資及び資材の備蓄、生活支援を要する者への支援の準備、火葬体制の構築 遺体の火葬・安置 住民の生活の安定の確保を対象とした対応、心身への影響に関する施策 生活支援を要する者への支援教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定等、埋葬・火葬の特例、社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	準備	初期	対応

新規項目